第３回門真市障がい者地域協議会議事録

日　時：令和８年10月29日（木）14時より16時まで
場　所：門真市役所　別館３階　第３会議室

次　第：１．開会
　　２．議題
①　アンケート調査の結果報告について
②　門真市第５次障がい者計画及び門真市第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（素案）について
③　門真市第５次障がい者計画及び門真市第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画策定スケジュールについて
④　その他

出席者：委員　　岡田会長、小原委員、藤江委員、長谷川委員、本木委員、倉澤委員、中村委員、吹本委員、佐藤委員、津嶌委員、東野委員、福島委員、北井委員、西川委員
　　事務局　障がい福祉課　湯川課長、池尻参事兼課長補佐、松本課長補佐、山田主任、坂田主任、今井主任、松野

欠席者：委員　　喜多村委員、岩本委員

傍聴者：２名

議　事
【事務局】
　定刻になりましたので、ただ今より令和８年度第３回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。
　本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
　私は、本日の司会をさせていただきます、障がい福祉課主任の今井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
　失礼して着座にて進行させていただきます。
　はじめに、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。
　ここで委員の出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は、委員総数16名中、本日の出席委員は14名でございます。岩本委員、喜多村委員は欠席と伺っております。
　委員の過半数以上の出席をいただいておりますことから、門真市附属機関に関する条例施行規則第５条第２項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日、現時点で２名の方が傍聴に来られていますので合わせて報告させていただきます。

次に、本年８月１日付の人事異動により、事務局職員に変更がありましたのでこの場で紹介いたします。

障がい福祉課長につきましては、前任の池尻に代わり湯川に変更となりました。

【事務局】

湯川と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

池尻につきましては、参事兼課長補佐となります。皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。配布しております資料は、

次第

資料１　門真市障がい児（者）市民アンケート調査結果

資料２　門真市障がい児（者）事業所・団体アンケート調査結果（概要）

資料３　門真市第５次障がい者計画・門真市第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（素案）

資料４　門真市第５次障がい者計画及び門真市第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画策定スケジュール

でございます。

その他参考資料といたしまして、

令和８年度門真市障がい者地域協議会委員名簿、

令和８年度第３回門真市障がい者地域協議会座席表、

門真市第４次障がい者計画冊子、

門真市第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画冊子でございます。

なお、資料３につきましては、印刷後に内容を追記したものを冊子に差し込んでおりますので、差し替えてご覧いただくようお願いいたします。

また、計画の冊子につきましては、本日の会議の参考資料としてご用意しておりますことから、会議終了後はお席に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。

皆様、資料はそろっておりますでしょうか。

不足等無いようでしたら事務局からは以上となりますので、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。それでは議事に入ります。議題①「アンケート調査の結果報告について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料１、資料２についてご説明します。前回７月の協議会では市民アンケートの速報を報告しましたが、今回は調査結果の主な点を振り返り、自由回答と事業所・団体アンケートから見える課題を説明します。市民アンケートは令和８年５月から６月に実施し、18歳以上は有効回答1,274件、回答率50.5%、18歳未満は207件、回答率44.9%でした。

18歳以上について、日常生活を主に支援する人は「母親」が36.3%で、18～39歳では70.0%です。現在の心配事は「家族がいなくなった時の生活」が44.6%と多く、本人と家族の高齢化、親亡き後に備える必要性が示されています。現在の暮らし方は家族等との同居が65.2%ですが、将来は一人暮らし25.7%、障がい者用グループホーム8.3%の希望があり、住まいと日常生活支援、緊急時対応を合わせて考える必要があります。

働きやすい環境として「職場での障がい特性に対する理解」は59.8%、情報については「どこに情報があるのかわかりやすい周知」が40.6%、相談については「身近なところに相談できる人がいること」が44.2%でした。制度やサービスが存在するだけでなく、情報が届き、身近な相談から実際の利用につながることが求められます。

18歳未満では、主に支援する人として「母親」が93.7%です。家族から支援を受けられなくなった場合には、金銭管理・契約・行政手続き54.1%、家事50.2%、健康管理44.9%などに不安がみられました。暮らしやすいまちづくりの重点は「子どもの可能性を伸ばす教育・療育の推進」が72.9%で、地域の小・中学校への通学に必要なことは、障がいの程度・特性に応じた指導・支援72.0%、教職員の専門性の向上58.9%でした。また、療育について「困ったときにすぐ相談できる体制」は54.1%でした。

自由回答では、成人から制度・申請手続きのわかりにくさ、親亡き後の住まいや金銭管理、重度障がいのある人の短期入所・緊急受入れ等が挙げられました。児童と家族からは市内への支援学校設置、通学負担の軽減、療育・放課後等デイサービスの利用、保護者の就労継続への支援等が挙げられました。一方、利用中のサービスや職員の対応を評価する声もありました。

資料２の事業所アンケートは令和８年７月から８月に行い、計画相談支援・障がい児相談支援等の事業所21か所、移動支援・日中一時支援の事業所28か所から回答を得ました。相談支援専門員の配置は常勤換算で平均2.1人、中央値1.5人と小規模な体制が多く、新規相談を原則受け入れられるのは10事業所（47.6%）で、残る11事業所（52.4%）は条件付き受入れ、一時停止等でした。過去６か月ほどに新規相談を受け入れられなかった事業所も11事業所です。

相談支援事業所が不足・調整困難とするサービスは移動支援が16事業所（76.2%）と多く、希望曜日・時間帯への集中や空き状況の把握の難しさが挙げられています。家族にも支援が必要な複合的な相談を扱う事業所も15事業所（71.4%）と多く、専門員の負担と人材確保が課題です。

移動支援・日中一時支援の事業所では、過去１年間に利用希望に対応できなかったことが「よくあった」「ときどきあった」を合わせ15事業所（53.6%）です。理由は職員の確保が

できない14事業所（50.0%）、希望日・時間帯への集中12事業所（42.9%）などです。今後のニーズとして余暇・社会参加の外出支援（75%）、土日・祝日の利用（64.3%）が挙がり、拡充には支援員・ヘルパーの確保（75%）が重要です。

障がい児者関係団体の調査には６団体から回答があり、全団体が役員のなり手不足を課題に挙げ、５団体が新規メンバーの加入の少なさを挙げました。また、全団体が差別や偏見を感じることがあると回答し、５団体が災害時対策の不足を挙げています。自由記述では手話による情報保障、障がい特性に配慮した避難環境、医療的ケアのある人の緊急時の受入れ等が求められました。街づくりの重点項目として、在宅の生活支援サービス、障がいのある人に適した住まい、障がいのある人がコミュニケーションを取れる環境の整備を６団体全てが選ばれています。

これらの調査から、家族だけに頼らない生活支援、相談から実際のサービス利用までのつながり、人材確保、障がい特性に応じた情報保障及び災害時支援が共通する課題と捉え、計画素案の検討に反映しています。議題①についての説明は以上です。

【会長】

丁寧な取りまとめにより、当事者や家族のニーズが明確になったと考えます。本人や家族の希望をどのように把握し、サービスに結びつけ、必要な情報を届けるかが大きな課題です。他方、事業所にも人員や財源の制約があり、支援を提供する難しさが示されています。ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

特段のご意見がないようですので、後ほどお気づきの点があればお伺いすることとし、議題②「第５次障がい者計画及び第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（素案）」の説明をお願いします。

【事務局】

障がい福祉課課長補佐の松本でございます。

私からは、資料３の計画素案のうち、第１章から第４章までについて説明をさせていただきます。本資料は、前回お示しした骨子案をもとに、先ほどご説明しました障がいのある人と障がいのある子どもへのアンケート、団体・事業所アンケート、現行計画の進捗状況、各課から把握した取組の現状や課題を踏まえて、計画本文として整理した、たたき台です。

本日は、全てのページを順に説明するのではなく、計画の考え方と、今後の施策・サービス提供体制に関わる主な点に絞ってご説明いたします。

素案につきましては全７章で、第１章が「計画の概要」、第２章が障がいのある人の取り巻く状況と課題、第３章が計画の基本的な考え方、第４章が施策の展開で主に第５次障がい者計画に関する内容、第５章が第８期障がい福祉計画・第６章が第４期障がい児福祉計画、第７章が計画の推進です。

はじめに、１ページからが第１章「計画の概要」です。（２）計画の目的にも記載しておりますが、本計画は、第５次障がい者計画、第８期障がい福祉計画、第４期障がい児福祉計画の三つを一体的に策定するものです。障がい者計画では施策全般の基本方向を、障がい福祉計画と障がい児福祉計画では、成果目標、活動指標、各サービスの必要量の見込みや確保方策を定め、相互に関連づけています。

資料５ページの「４．計画期間」ですが、第５次障がい者計画が令和９年度から令和 14 年度までの６年間、第８期障がい福祉計画と第４期障がい児福祉計画が令和９年度から令和 11 年度までの３年間です。

今回から３つの計画を一体の計画として整理しております。障がい者計画につきましては、令和 11 年度が中間年度でもあり、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改訂時期にも当たるため、中間点検を行うこととしております。また、今回の計画では、近年の制度改正も踏まえています。医療的ケア児への支援、合理的配慮、就労選択支援などの制度整備に加え、令和８年３月に改正された国の基本指針では、自己決定と意思決定支援、地域生活、相談支援、人材の確保・定着、情報アクセシビリティ、インクルージョンなどが重視されています。こうした国・大阪府の方向と門真市の地域課題を結びつけることが今回の計画の基本的な考え方です。

次に、少し飛びまして、第２章のうち、28 ページからの「今後の課題」です。今後の課題としましては、前計画の実施状況やアンケートを踏まえ、次期計画に向けた課題を６つに整理しています。第一は、障がい理解と合理的配慮を日常の場面に定着させることです。第二は、本人の意思と権利を尊重しながら、「親なき後」も見据えた備えを進めることです。第三は、相談、福祉サービス、住まいをつなぎ、地域生活を支える体制を強化することです。第四は、こどもの育ちと学びを、乳幼児期から成人期まで切れ目なく支えることです。第五は、就労、活動、外出、社会参加の選択肢を広げることです。第六は、安全な生活環境と、災害時にも支援を継続できる体制を整えることです。

この中で特に今回のアンケート調査結果と強くつながるのが、３つ目の地域生活支援です。計画相談支援事業所では 52.4%に何らかの新規受入制限があり、移動支援・日中一時支援事業所でも 53.6%が利用希望に対応できない場面を経験しています。利用実績が計画値に達しているかどうかだけではなく、必要な支援を受けられなかった人がいないか、希望する曜日や時間帯に利用できているか、重度障がい、強度行動障がい、医療的ケアなどに対応できるかという視点で、サービスの供給力を見る必要があります。

続きまして、33 ページからの第３章「計画の基本的な考え方」です。基本理念は、前計画の考え方を継承しつつ、「一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心して自分らしく暮らし、支え合う共生のまち　かどま」としています。前計画の「いきいきと暮らす」を「自分らしく暮らす」と表現し直し、本人の意思や選択を支援の出発点とすることをより明確にしました。

また、計画全体を貫く基本視点として、本人主体・自己決定の尊重、ライフステージを通じた切れ目のない支援、地域共生社会の実現、分野横断的な連携、家族支援と本人支援の両立、そして必要な時に実際に使えるサービス提供体制の６つを掲げています。制度や事業が存在することだけでなく、それが本人の生活の中で実際に使え、希望する暮らしにつながっているかを重視する考え方です。35 ページには６つの基本目標を掲げています。基本目標１は「ともに理解し、認め合う地域をつくる」、基本目標２は「権利が守られ、本人の意思が尊重される仕組みをつくる」、基本目標３は「地域で安心して暮らし続けられる支援体制をつくる」、基本目標４は「こどもの育ちと学びを切れ目なく支える」、基本目標５は「働くこと、活動すること、社会参加を支える」、基本目標６は「安全で暮らしやすい生活環境をつくる」です。施策の体系図につきましては 36 ページのとおりとなっておりますが、先ほどの６つの基本目標のもとに 31 の施策を位置づけ、37 ページ以降の第４章で具体的な取組を整理して記載しています。

第４章の基本的な構成としましては、施策ごとに施策の方向を記載したうえで具体的な取組を記載しております。基本目標１で障がい理解や合理的配慮、情報・意思疎通支援、地域参加を進めます。43 ページからの基本目標２は意思決定支援、成年後見制度等の権利擁護、虐待防止を位置づけています。46 ページからの基本目標３では、基幹相談支援センターを中核とした相談支援、障がい福祉サービスと地域生活支援、住まい、保健・医療、家族支援、人材確保な

どを一体的に進めます。55ページからの基本目標４では、こども発達支援センターを中核に、早期発見・早期支援、保育・教育との連携、医療的ケア児等への支援、成人期への移行までをつなぎます。63ページからの基本目標５では就労支援や就労定着、文化芸術・スポーツ・地域活動への参加、移動支援などを進めます。69ページからの基本目標６では住まい、バリアフリー、防災、防犯・消費者被害防止などを位置づけています。

第１章から４章までの説明については以上でございます。第５章以降の説明につきましては、支援を担当いたします池尻よりご説明させていただきます。

【事務局】

障がい福祉課参事の池尻でございます。続きまして、私の方から、第５章以降についてご説明いたします。73ページをご覧ください。ここからは第８期障がい福祉計画、第６章の第４期障がい児福祉計画の内容となっており順次説明してまいります。

はじめに第８期障がい福祉計画でございます。ここでは、国の基本指針と大阪府の考え方に基づき、令和11年度を目標年度として成果目標・活動指標を設定しています。主な項目は、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行等、地域生活支援拠点等の機能強化、相談支援体制の充実などです。

例えば、73ページの「施設入所者の地域生活への移行」では、令和７年度末の施設入所者64人を基準として、令和11年度までに地域生活への移行者を４人以上、施設入所者を２人以上減らし、62人以下とする目標を設定しています。

また、75ページの「福祉施設から一般就労への移行等」では、全体の年間一般就労移行者数につきまして、令和６年度の実績47人を基準に、令和11年度の年間一般就労移行者数を63人以上としています。また、就労選択支援についても、本人が希望や適性に合った働き方を選べるよう、利用と支援体制を整えていきます。

77ページの（４）地域生活支援の充実では、地域生活支援拠点等について、既に整備している多機能型地域生活支援拠点１拠点を継続しながら機能を強化し、コーディネーターを１人配置することに取り組むとともに、相談、緊急時受け入れ、体験の機会など面的整備も含め各機能を充実させ、各担当を明確にすること、運用状況を年１回以上検証することなどを目標としています。強度行動障がいのある人についても、計画期間中に実態とニーズを把握し、関係機関のネットワークを構築して支援につなげます。

79ページの（５）相談支援体制の充実・強化につきましては、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点、障がい者地域協議会の連携を軸に、事業所への助言、人材育成、個別事例の検討などを進めます。また、本人や家族が希望しているにもかかわらず計画相談支援につながらずセルフプランとなるケースが無いように、計画相談支援の提供体制を充実させ、いわゆる「のぞまないセルフプラン」の解消をめざします。

83ページには、新たに本市において重層的支援体制整備事業が今年度より開始したことを踏まえまして、重層的支援体制を前提として相談支援事業のイメージ図を掲載しております。

85ページ以降の障がい福祉サービス等の見込量については、現在大阪府との協議を行っているところですので、今回の資料には掲載しておりませんが、居宅介護、短期入所、生活介護、就労系サービス、グループホーム、計画相談支援、地域生活支援事業などについて、こ

れまでの実績と利用動向を踏まえて令和９年度から11年度までの計画値を設定する予定です。大阪府と調整後に、次回の会議で改めて提示させていただきたいと思っております。

86ページからの第６章、第４期障がい児福祉計画につきましては、事前に配布しておりました資料では調整中としており、本日、第６章部分のみ抜粋したものをお配りしておりますので合わせてご確認ください。事前に確認いただくことができず申し訳ありません。

（１）児童発達支援センターの中核機能とインクルージョンの推進、87ページの（２）主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保、（３）医療的ケア児等への支援、88ページ（４）障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保を主な成果目標として設定しています。

児童発達支援センターであるこども発達支援センターについては、専門的な発達支援・家族支援、地域の障がい児通所支援事業所への助言、インクルージョンの推進、相談の入口という４つの中核機能をすべて確保することを目標としています。

医療的ケア児等については、関係機関の協議の場を継続し、コーディネーターを７年度時点ですでに２人配置しており、令和11年度には連携を充実させた支援をすることを目標としています。また、障がい児相談支援を利用している家庭だけでなく、セルフプランの家庭やサービス利用に至っていない家庭も含め、必要な時に相談でき、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援へつながる伴走的な相談支援体制を確保します。就学、進学、卒業などの節目で支援が途切れないよう、成人期への丁寧な引き継ぎにも取り組みます。

89ページからの今後の見込量につきましては、障がい児福祉計画についても同様に見込量の大阪府との協議を進めていくことになりますので、この部分の内容についても次回会議でお示ししたいと考えております。

最後に、90ページからの第７章「計画の推進」です。計画は策定して終わりではなく、毎年度、実施状況を点検し、改善につなげます。

評価にあたっては、単に事業を何回実施したか、利用者が何人だったかという「量」だけでなく、本人の意思が尊重されているか、必要な専門的支援が提供されているかという「質」、さらに希望する曜日・時間帯に受け入れられるか、人材や定員が確保されているかという「供給力」の三つの視点で確認します。特に、実績が見込量を下回った場合も、それだけで需要が少ないと判断せず、利用したくても利用できなかったケースがなかったかを検証します。

冒頭にご説明しましたとおり、令和11年度には、第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画の評価と次期計画の策定に合わせて、第５次障がい者計画の中間点検を行います。本人の意思が尊重され、必要な支援を受けながら地域で自分らしく暮らせているかを共通の判断基準として、施策の重点化や取組方法の見直しにつなげます。

以上が、今回お示ししている計画素案の概要です。本日のご意見を踏まえ、今後、再度庁内委員会や12月の地域協議会での審議を経て、計画案としてさらに内容を整理してまいります。資料３の説明は以上です。

【会長】

ただ今の素案の説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

【Ｈ委員】
素案77ページの地域生活支援拠点等のコーディネーターについて、「配置に向け調整中」とありますが、具体的にどのような調整を行っているのでしょうか。

【事務局】
コーディネーターを配置する必要性は認識していますが、現時点では配置に向けた具体的な調整までは進んでいない状況です。今年度中に配置に向けた調整を進めたいと考えています。

【Ｈ委員】
令和11年度には１人配置していただけると理解してよろしいでしょうか。また、市が配置するのか、計画相談支援事業所が担うのか、どのような形を想定しているのでしょうか。

【事務局】
令和11年度にコーディネーター１人の配置を目標としていますが、市が配置するか、計画相談支援事業所が担うかなど、配置方法については内部でも明確な決定をしていません。今後取り組んでいきます。

【会長】
他にいかがでしょうか。

【Ｌ委員】
素案28ページの合理的配慮の課題では、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、内部障がい、難病等を挙げていますが、知的障がいが入っていません。37ページの理解啓発や46ページの相談窓口に関する記述についても同じように感じます。知的障がいが記載されていないのは、既に十分対応できているという認識なのでしょうか。
知的障がいのある人は、必要な配慮を自分の言葉で求められないこともあります。「こんなことで困っている」「こういう配慮をしてほしい」と言えない人を、周囲の支援者が代弁することも重要だと思います。計画にも、知的障がいへの配慮や、本人が求められない場合に周囲の人が気づいて支えることを明記してほしいと思います。
また、37ページの理解啓発について、これまで団体と地域の学校で土曜日に実施してきた交流行事が、学校の働き方改革に伴う教員の勤務上の制約から継続できなくなりました。計画では教育と福祉の連携を掲げていますが、現場ではこれまであった交流の機会が失われています。実態を踏まえて検討していただきたいと思います。
さらに、61ページのこども発達支援センターに関し、家族会等に情報提供するとありますが、親子通所の期間が長く、仕事をしている保護者が利用できないため、支援を必要とする子どもがセンターにつながらないという声を聞きます。情報提供だけでなく、利用しやすさについても考えていただきたいと思います。

【会長】
複数のご指摘がありますので、まず知的障がいの記載について、事務局からお願いします。
【事務局】
28ページ等では、これまで身体障がい、知的障がい、精神障がいに関して取組を進めてきたことを踏まえ、今後さらに対応が必要な障がい特性を「特に」として例示した意図です。知的障がいへの対応や啓発を不要と考えているわけではなく、今後も継続して取り組みます。
ただし、その意図がわかりにくく誤解を招く書き方であれば、従来の取組と今後強化する取組の関係が伝わるよう記載方法を検討します。
【Ｌ委員】
合理的配慮を求める声が上がらないのは、困っていないからではなく、意思を表現することが難しい場合があるからです。親だけでなく、移動支援のヘルパーや事業所の職員などが、その人に必要な配慮を周囲へ伝えられることが大切です。ぜひ知的障がいへの配慮と代弁の必要性を盛り込んでいただければと思います。

【会長】
学校との交流や理解啓発の取組等について、今この場で説明が難しい場合は、次回の会議で説明できるように準備をお願いします。

【事務局】
次回お答えできるよう、必要な資料や説明材料をできるだけ準備する方向で検討します。

【会長】
他にいかがでしょうか。

【Ｅ委員】
２点確認します。１点目は70ページの「市営住宅における障がい者世帯への配慮」に関してです。以前の障がい者計画には、市営住宅をグループホームとして活用する旨の記述がありました。しかし、以前、市の担当部署から、市営住宅はグループホームには貸し出さないと説明を受けたことがあります。令和８年度の時点で、市営住宅をグループホームに貸し出した実績はあるのでしょうか。

【事務局】
担当課には確認していないため、現時点では実績を把握していません。

【Ｅ委員】
市営住宅に空き住戸があり、グループホームとして借りられるのであれば、障がいのある人の住まいの確保につながると思います。実績がわかりましたら教えていただきたいと思います。

【事務局】
　今回の素案には、庁内の検討を経てグループホームとしての活用を検討する方向の取組を記載しています。具体的な取扱いについては、今後も担当課を含めて検討していくことになります。

【Ｅ委員】
　２点目は65ページの就労継続支援等の質の向上についてです。市内で就労支援事業所が大幅に増えているなか、大阪府と情報共有し提供体制の確保に努めるとありますが、具体的にはどのような取組を行うのでしょうか。

【事務局】
　大阪府から情報を得ているところですが、現時点で具体的な方針が明確に定まっているわけではありません。制度の動向も踏まえ、計画策定時までに方向性を整理したいと考えていますが、今すぐ具体的な取組をお答えすることは難しい状況です。

【会長】
　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【Ｆ委員】
　２点あります。80ページの地域協議会と各部会等との関係を示した図について、現状では地域協議会と専門部会が直接連携しているように見えますが、実際の組織の関係と異なる印象があります。関係が正しく伝わる図にしていただきたいと思います。
　もう１点は、第４章の具体的な取組の担当課についてです。市民が読んだ際、例えば合理的配慮について相談する場合、障がい福祉課なのか別の課なのかがわかるよう、施策ごとに担当課を記載できないでしょうか。責任の所在がわかることも重要と考えます。

【事務局】
　組織の関係図は、これまで全体の連携を示す意図で描いてきましたが、誤解を生むように見える点は改めて整理します。
　各取組の担当課については、複数の部署が関係するものも多く、全ての課を列挙すると読みづらくなる面があります。計画の策定と進行管理は障がい福祉課で集約しますので、市民からの相談を受け、関係部署につなぐこともできます。担当課の示し方は検討します。

【会長】
　他にいかがでしょうか。

【Ｃ委員】
　80ページの連携体制図にある委託相談支援事業所について、計画本文での記載が少ないように思います。障がい福祉サービスの利用を始める前の相談や、医療につなぐ相談などは、

市内２か所の委託相談支援事業所が担うことも多く、サービス利用者以外の方も相談に来られます。身近な相談先としての役割を、計画にもう少し書いていただけないでしょうか。

【Ｇ委員】
基幹相談支援センターの役割は計画に記載されていますが、基幹相談、委託相談支援、指定特定相談支援事業所がそれぞれどのような役割を持つかを明確にすることは大切だと思います。委託相談では、相談を受けて一緒に解決に取り組むことも、関係機関につなぐこともあります。その後に新たな困りごとが生じた際も再び相談できる身近な窓口でありたいと考えています。
48ページの地域生活支援事業の項目などに、委託相談支援の機能を説明する記述を加え、市民への周知につなげていただければと思います。

【会長】
委託相談支援事業所の役割について、適切な箇所に説明を加える方向で対応をご検討ください。他にいかがでしょうか。

【Ｍ委員】
64ページの「障がい者雇用の促進」にジョブコーチ制度の活用とありますが、市ではどの部署が中心となって進めるのでしょうか。アンケートでも、どこに相談すれば制度を利用できるのかわからない、職場で障がい特性が理解されていないという声があります。制度が利用につながるよう、担当や窓口がわかる記載があるとよいと思います。

【会長】
事務局とどのような対応ができるか相談し、次回ご報告したいと思います。
私からも２点申し上げます。１点目は28ページの「親亡き後」の備えです。今後、親などの家族が亡くなり、身寄りのない障がいのある人が増えることも想定されます。親が担ってきた支援を誰が引き継ぐのか、本人を支える仕組みを考えて施策を進める必要があると思います。
２点目は43ページの意思決定支援についてです。新たに示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第２版）」を踏まえたものであることがわかるように記載を検討してください。第２版では内容が具体的に示されており、本人への丁寧な意思決定支援に生かす必要があると思います。
他にご意見がないようでしたら、議題③「計画策定スケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】
今後のスケジュールにつきましてご説明いたします。お手元の資料４をご覧ください。
資料の中ほどの 10 月の欄に、本日 10/29 の第３回地域協議会を記載しております。今後につきましては、本日の会議でいただいたご意見を踏まえまして、再度計画内容の修正を行

い、本日調整中としておりました各事業の見込量と合わせて計画案として取りまとめ、次回の会議でお示しする予定としております。

次回会議は 12/18(金)を予定しておりますので、提示いたします計画案について、再度ご確認とご審議をお願いしたいと考えております。

また、年明け１月以降の予定に変更はございませんが、１月にパブリックコメントを実施し、２月にパブリックコメントのご意見を踏まえた最終計画案の検討、３月に計画内容の確定、印刷製本の運びとなります。

スケジュールについては以上です。

【会長】

スケジュールについてご意見、ご質問はありますか。無いようですので、議題は全て終了しました。

最後に全体を通してご意見はありますか。無いようですので、第３回門真市障がい者地域協議会を終了します。ご協力ありがとうございました。

（以上）